

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月13日
【四半期会計期間】	第26期第3四半期（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	プレジジョン・システム・サイエンス株式会社
【英訳名】	Precision System Science Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田島 秀二
【本店の所在の場所】	千葉県松戸市上本郷88番地
【電話番号】	(047) 303 - 4800 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役業務本部長 秋本 淳
【最寄りの連絡場所】	千葉県松戸市上本郷88番地
【電話番号】	(047) 303 - 4800 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役業務本部長 秋本 淳
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 第3四半期 連結累計期間	第26期 第3四半期 連結累計期間	第25期 第3四半期 連結会計期間	第26期 第3四半期 連結会計期間	第25期
会計期間	自平成21年 7月1日 至平成22年 3月31日	自平成22年 7月1日 至平成23年 3月31日	自平成22年 1月1日 至平成22年 3月31日	自平成23年 1月1日 至平成23年 3月31日	自平成21年 7月1日 至平成22年 6月30日
売上高(千円)	4,697,006	2,356,871	1,972,125	827,335	5,637,771
経常利益又は経常損失() (千円)	771,214	231,403	362,010	69,450	653,776
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失()(千円)	694,452	227,470	330,522	68,788	549,992
純資産額(千円)	-	-	3,290,889	3,020,232	3,370,398
総資産額(千円)	-	-	5,892,404	5,042,440	5,238,531
1株当たり純資産額(円)	-	-	71,446.64	31,196.30	69,741.46
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額()(円)	16,208.49	2,492.55	7,712.59	753.76	12,674.69
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	16,183.18	-	7,676.05	-	12,651.95
自己資本比率(%)	-	-	52.2	56.5	60.7
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	353,360	230,458	-	-	407,281
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	136,408	160,630	-	-	174,258
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	950,348	227,543	-	-	572,494
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	3,073,271	2,494,156	2,636,442
従業員数(人)	-	-	89	94	90

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等が含まれておりません。

3. 第26期第3四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

4. 平成22年5月14日開催の取締役会決議により、平成22年7月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	94	（14）
---------	----	------

（注）従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、当第3四半期連結会計期間の平均人数を（ ）内に外書で記載しております。

（2）提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	65	（9）
---------	----	-----

（注）従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、当第3四半期会計期間の平均人数を（ ）内に外書で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	前年同四半期比(%)
日本(千円)	412,335	-
合計(千円)	412,335	-

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記金額は、当第3四半期連結会計期間の製品製造原価によっております。

3. 上記の他、プラスチック消耗品にかかる商品仕入高として110,544千円があります。

(2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。なお、当社グループ製品は、受注生産を基本としております。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
日本	279,395	-	83,270	-
米国	186,591	-	265,238	-
ドイツ	430,276	-	262,507	-
合計	896,264	-	611,016	-

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	前年同四半期比(%)
日本(千円)	199,775	-
米国(千円)	182,297	-
ドイツ(千円)	445,262	-
合計(千円)	827,335	-

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

3. 主な相手先別の販売実績及びそれぞれの総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
Roche Diagnostics GmbH	1,009,993	51.2	256,264	31.0
三菱化学メディエンス(株)	-	-	135,227	16.3
Qiagen Instruments AG	225,696	11.4	119,477	14.4

(注) 前第3四半期連結会計期間の三菱化学メディエンス(株)につきましては、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び当社の関係会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、新興国の経済成長や政府による経済対策に牽引され、回復基調を維持したものの、為替レートや原油価格の動向、雇用情勢の悪化も長期化していることから、先行きは不透明な状況のまま推移いたしました。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、電力の供給不足や物流網の混乱を起こしており、今後の動向に注意が必要な状況となっております。

このような状況の中、当社グループは、バイオ関連業界において、遺伝子やタンパク質の解析や診断に利用される自動化装置の製造販売、それら装置に使用される試薬や反応容器などの消耗品類の製造販売に注力してまいりました。

当社グループの主力製品は、血液や組織細胞から遺伝子やタンパク質を抽出・精製するための自動化装置（DNA自動抽出装置）であり、当社の特許技術を利用したオリジナル製品群であります。これら製品は、大手企業へのOEM販売（相手先ブランドによる販売）を中心にワールドワイドに展開しております。主要なOEM先は、ロシュグループ、キアゲングループ、三菱化学メディエンス㈱、ライフテクノロジーズ社、ベックマン・コールター社、ナノストリング社などとなっております。

また、近年はOEMばかりではなく、自社ブランドによる販売展開にも注力しております。

前連結会計年度は、世界的な新型インフルエンザの流行や警察における科学捜査の進展などにより、当社グループの製品需要も盛り上がりを見せ、1年を通じてたいへん好調な業績を確保いたしました。しかしながら、新型インフルエンザの流行が終了する過程において、出荷過多となった装置及びプラスチック消耗品が流通段階で過剰在庫となってしまう、当連結会計年度に入り販売に苦戦する状況が続いております。特に、主力OEM先であるロシュグループ及びキアゲングループにおいて顕著な影響がでております。

その結果、当第3四半期連結会計期間は、売上高827百万円（前年同四半期比58.0%減）、営業損失96百万円（前年同四半期は営業利益363百万円）、経常損失69百万円（前年同四半期は経常利益362百万円）、四半期純損失68百万円（前年同四半期は四半期純利益330百万円）となりました。第2四半期連結会計期間を底に、当第3四半期連結会計期間の業績は回復基調にあり、売上高の増加と赤字幅の縮小となりましたが、本格的な回復までには至りませんでした。

取引先別の販売状況は、下表のとおりであります。

	前第3四半期 連結会計期間		当第3四半期 連結会計期間		前年同 四半期比	（参考） 前連結会計年度	
	金額	構成比	金額	構成比		金額	構成比
	百万円	%	百万円	%	%	百万円	%
ロシュグループ	1,012	51.3	259	31.4	74.4	2,960	52.5
キアゲングループ	284	14.5	175	21.3	38.2	1,278	22.7
その他OEM先	574	29.1	293	35.4	48.9	1,072	19.0
自社販売先	100	5.1	98	11.9	2.0	326	5.8
合計	1,972	100.0	827	100.0	58.0	5,637	100.0

ロシュグループ及びキアゲングループ向け販売は、前年同四半期は、新型インフルエンザに関する遺伝子検査の需要が盛り上がり、大幅な売上増加がありました。当第3四半期連結会計期間は、その反動から、大きく売上高が減少いたしました。

その他OEM先に関しては、米国OEM先3社及び三菱化学メディエンス㈱への売上確保に努めましたが、前年同四半期において、米国ライフテクノロジーズ社を通じた国内の警察関係への大量販売があったため、その分を全額カバーするまでには至らず、売上高の減少となりました。

自社販売に関しては、エピジェネティクス解析の前処理や次世代シーケンサーの前処理など、当社装置の応用範囲を広げる展開に注力し、ほぼ前年同四半期並みの売上高を確保いたしました。

製品区分別の売上高は、下表のとおりであります。

	前第3四半期 連結会計期間		当第3四半期 連結会計期間		前年同 四半期比	(参考) 前連結会計年度	
	金額	構成比	金額	構成比		金額	構成比
	百万円	%	百万円	%	%	百万円	%
DNA自動抽出装置等	1,360	69.0	546	66.0	59.8	3,458	61.3
その他理化学機器	16	0.8	7	0.9	55.6	28	0.5
その他製品	140	7.1	99	12.0	29.6	551	9.8
商品(プラスチック消耗品)	454	23.1	174	21.1	61.6	1,598	28.4
合計	1,972	100.0	827	100.0	58.0	5,637	100.0

DNA自動抽出装置等

当区分は、当社の特許技術を利用した自動化装置の区分であり、ロシュグループやキアゲングループ等に供給しているDNA自動抽出装置の他、三菱化学メディエンス㈱に供給している免疫化学発光測定装置や自社ブランド展開しているタンパク質自動精製装置などがあります。

前年同四半期には、新型インフルエンザの遺伝子検査の需要や国内警察関係への大量販売などがありました。当第3四半期連結会計期間は、そういった影響はなくなり、特に、ロシュグループ及びキアゲングループ向けの出荷が大きく落ち込んだことから、売上高546百万円(前年同四半期比59.8%減)となりました。

四半期毎の販売推移は、下表のとおりであります。販売単価は、機種により価格帯が異なるため、その影響から変動しているものであります。

	前連結会計年度				当連結会計年度		
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期
販売台数(台)	298	435	643	197	316	169	281
販売金額(千円)	691,500	1,063,716	1,360,228	343,436	623,144	355,111	546,226
販売単価(千円)	2,320	2,445	2,115	1,743	1,971	2,101	1,943

その他理化学機器

当区分は、研究施設や検査センターなどで利用される特注自動化機器、各省庁やその外郭団体などからの受託研究開発事業、また、顧客からの要望による新機種開発などの開発売上も区分されています。

当第3四半期連結会計期間は、売上高7百万円(前年同四半期比55.6%減)となりました。当区分の売上高は、特注システム等の受注状況により大きく変動いたします。

その他製品

当区分は、装置メンテナンスやスペアパーツ(交換部品)販売、自社販売のDNA自動抽出装置に使用される遺伝子やタンパク質の抽出・精製の試薬、ソフトウェアの受託開発などの区分であります。

当第3四半期連結会計期間は、売上高99百万円(前年同四半期比29.6%減)となりました。ロシュグループ及びキアゲングループ向けの販売が、前年同四半期比で大きく落ち込みましたが、当区分の売上高は、基本的には装置の累計出荷台数に応じて売上拡大が見込める性質があるため、順調な伸長が期待できるものと考えております。

商品（プラスチック消耗品）

当区分は、装置の使用に伴い消費されるティップやカートリッジなど、当社装置の専用プラスチック消耗品の区分であります。

当第3四半期連結会計期間は、売上高174百万円（前年同四半期比61.6%減）となりました。ロシュグループ及びキアゲングループ向けの販売が前年同四半期比で大きく落ち込みましたが、当区分の売上高は、基本的には装置の累計出荷台数に応じて売上拡大が見込める性質があるため、順調な伸長が期待できるものと考えております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

日本

当第3四半期連結会計期間の日本の売上高は715百万円（前年同四半期比54.9%減）となり、その内、外部顧客に対する売上高は199百万円（前年同四半期比58.9%減）となりました。前年同四半期の外部顧客に対する売上高が大きく伸びた要因は、国内警察関係への大量販売が実施されたことによるものでした。これは、米国OEM先であるライフテクノロジー社への販売でしたが、納品先が国内であったため日本の販売となりました。その反動により、売上高の減少となりました。また、ロシュグループ及びキアゲングループ向け販売も落ち込んだことから、ドイツとのセグメント間売上も減少いたしました。一方で、営業費用は775百万円（前年同四半期比41.9%減）となり、営業損失59百万円（前年同四半期は営業利益250百万円）となりました。

米国

当第3四半期連結会計期間の米国の売上高は183百万円（前年同四半期比18.3%減）となりました。前年同四半期は、警察関係への大量販売に関連してライフテクノロジー社への販売が大きく伸びましたが、当第3四半期連結会計年度は、その反動から売上高の減少となりました。一方で、営業費用は179百万円（前年同四半期比10.4%増）となり、営業利益4百万円（前年同四半期比93.5%減）となりました。

ドイツ

当第3四半期連結会計期間のドイツの売上高は446百万円（前年同四半期比66.2%減）となりました。ロシュグループ及びキアゲングループ向け販売が大きく落ち込んだことによるものです。一方で、営業費用は449百万円（前年同四半期比63.0%減）となり、その結果、営業損失2百万円（前年同四半期は営業利益107百万円）となりました。

(2) 財政状態及びキャッシュ・フローの状況

資産、負債及び純資産の状況

(a) 資産

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は5,042百万円となり、第2四半期連結会計期間末の4,681百万円に比べ360百万円の増加となりました。

現金及び預金が208百万円増加、受取手形及び売掛金が123百万円増加した一方、商品及び製品が46百万円減少したことなどから、流動資産全体では299百万円の増加となりました。

設備投資の実施と減価償却などにより有形固定資産が48百万円増加、無形固定資産が16百万円の増加した一方、投資その他の資産が3百万円減少したことなどから、固定資産全体では61百万円の増加となりました。

(b) 負債

当第3四半期連結会計期間末の負債合計は2,022百万円となり、第2四半期連結会計期間末の1,621百万円に比べ400百万円の増加となりました。

買掛金が90百万円の増加、短期借入金が100百万円増加、1年内返済予定の長期借入金が88百万円増加した一方、未払法人税等が64百万円減少したことなどから、流動負債全体では220百万円の増加となりました。

また、長期借入金が178百万円増加したことなどから、固定負債全体では179百万円の増加となりました。

(c) 純資産

当第3四半期連結会計期間末の純資産合計は3,020百万円となり、第2四半期連結会計期間末の3,059百万円に比べ39百万円の減少となりました。

四半期純損失の発生により利益剰余金が68百万円減少した他、為替換算調整勘定が28百万円の増加、少数株主持分が1百万円の増加となりました。

キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末の連結ベースの現金及び預金同等物は2,494百万円（以下「資金」という。）となり、第2四半期連結会計期間末の2,285百万円に比べ208百万円の増加となりました。下記(a)から(c)におけるキャッシュ・フローにより186百万円増加した他、資金に係る換算差額により22百万円増加したことによるものであります。

(a) 営業活動によるキャッシュ・フロー

減価償却費17百万円、引当金の増加23百万円、たな卸資産の減少34百万円、仕入債務の増加66百万円などによる資金の増加がありました。税金等調整前四半期純損失の発生66百万円、売上債権の増加107百万円、法人税等の支払額64百万円などによる資金の減少があり、営業活動によるキャッシュ・フローとしては144百万円の減少（前年同四半期は351百万円の増加）となりました。

(b) 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の売却による収入4百万円の資金の増加がありました。有形固定資産の取得による支出15百万円、無形固定資産の取得による支出17百万円、投資有価証券の取得による支出（PSSキャピタル株が運営するベンチャーファンドによる投資実行）4百万円などによる資金の減少があり、投資活動によるキャッシュ・フローとしては33百万円の減少（前年同四半期は148百万円の増加）となりました。

(c) 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入金の増加による収入（純増減）100百万円、長期借入れによる収入350百万円の資金の増加がありました。長期借入金の返済による支出82百万円などによる資金の減少があり、財務活動によるキャッシュ・フローとしては364百万円の増加（前年同四半期は703百万円の増加）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

有価証券報告書（平成22年9月28日提出）の記載から重要な変更又は新たな発生はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における研究開発費は109百万円（前年同四半期比39.7%増）となりました。当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動について、重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	342,400
計	342,400

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年5月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	91,260	91,260	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制度は採用していません。
計	91,260	91,260	-	-

(注) 「提出日現在発行数」には、平成23年5月1日以降提出日までの新株予約権等の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年9月17日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	281
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	562
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 90,000
新株予約権の行使期間	自平成20年4月1日 至平成24年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 90,000 資本組入額 45,000
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議における新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該地位喪失の日後、当社取締役会で定める相当な期間内に新株予約権の行使がなされる場合、権利行使期間内において新株予約権者が死亡した場合ならびに当社取締役会が当該地位喪失後の新株予約権の行使を認めた場合はこの限りではない。

(2) 権利行使期間内において新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が、新株予約権者死亡の日後、当社取締役会で定める相当な期間内に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

3. 平成22年5月14日開催の取締役会決議により、平成22年7月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権（第5回乃至第14回新株予約権（以下、個別にまたは総称して「本新株予約権」という。）に共通する事項は、次のとおりであります。

平成21年12月18日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	第8回新株予約権 2個 第9回乃至第14回新株予約権 各4個
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式である。また、当社は単元株制度を採用していない。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数（以下「交付株式数」という。）は、25,000,000円（以下「出資金額」という。）を行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。）で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を行使価額で除して得られる最大整数とする（1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項に従い、行使価額が修正又は調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日（本欄第3項第(1)号に定義する。）後の包括行使請求（別記(注)8(4)に定義する。）又は個別行使請求（別記(注)8(5)に定義する。）に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。 2. 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、当初93,000円とする。ただし、本欄第3項又は第4項に従い、修正又は調整される。 3. 行使価額の修正 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当社は、平成22年1月6日以降、平成24年1月5日までの間（以下、「行使価額修正期間」という。）、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、修正開始日行使価額（本項第(2)号に定義する。）が下限行使価額（本項第(2)号に定義する。）以上である場合には、修正開始日（行使価額修正の決定を行った日（以下「行使価額修正決議日」という。）の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。）以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定（以下「行使価額修正の決定」という。）することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日、修正開始日行使価額及び行使価額修正決議日現在におけるリセット価額（本項第(3)号に定義する。）を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む、以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所(株式会社大阪証券取引所の業務を承継する金融商品取引所を含む、以下同じ。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満を切り捨てる。)又は当該決定日において有効なりセット価額(本項第(3)号に定義する。)のいずれか高い価額に、それぞれ修正される(修正後の行使価額(修正開始日行使価額を含む。)を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間又は修正後行使価額算定期間に、本欄第4項第(2)号又は第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。</p> <p>ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が43,400円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が124,000円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。</p>

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>(3) 修正開始日以後、5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てがリセット価額(以下に定義する。)を下回った場合、当該5連続取引日(以下、「リセット価額判定期間」という。)の最終日の翌日以降、行使価額は当該修正開始日の前日において有効であった行使価額(ただし、当該日の翌日以降、本欄第4項第(2)号又は第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)に修正される。なお、当該修正後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に定める行使価額の修正は行わないものとする。ここで「リセット価額」とは、当該修正開始日に係る修正開始日行使価額算定期間の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の80%に相当する金額(円位未満を切り捨てる。)(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)又はリセット価額判定期間の最終日において有効な下限行使価額、のいずれか高い価額をいう。なお、修正開始日行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号又は第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、上記の価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。</p> <p>(4) 当社は、行使価額修正期間中、本新株予約権が残存し、かつ、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合(本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。)には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合</p> <p>調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の発行を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p>

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合 調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号又はによる行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を超えるとときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本の調整は行わないものとする。</p> <p>取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号又は第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。)</p> <p>()当該取得請求権付株式等に関し、本号による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。</p> <p>()当該取得請求権付株式等に関し、本号又は上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるとときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。</p>

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)10(2)の規定を準用する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>本号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>(3)</p> <p>行使価額調整式の計算については、円位未満を切り捨てる。</p> <p>行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満を切り捨てる。</p> <p>行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。</p> <p>当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。</p> <p>本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。</p>

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号 においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また、() (本項第(2)号 においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の行使期間	<p>1. 平成22年1月6日から平成25年1月4日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成25年1月4日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p> <p>2. 本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく各行使価額修正の決定に際して、当該決定に係る行使価額修正決議日から修正開始日までの期間(以下「包括行使請求書提出期間」という。)において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、当該決定に係る修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)までの期間(以下「個別行使可能期間」という。)とする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、25,059,400円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に25,059,400円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>2.</p> <p>(1) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記(注)9(1)又は(2)に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。</p> <p>(2) 包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて本新株予約権の要項に定める決済取扱場所に払い込むものとする。</p>

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(3) 権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に決済取扱場所に払い込まれた金銭から包括行使請求に付された条件が成就した本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、権利行使最終期日において、決済取扱場所から本新株予約権の要項に定める払込取扱場所の指定口座に、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として払い込まれるものとする。</p> <p>(4) 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。</p> <p>3 .</p> <p>(1) 別記(注)10(1)に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定する。</p> <p>(2) 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。</p> <p>4 . 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日において個別行使請求がなされていない個数の本新株予約権に係る包括行使請求は、当該修正がなされた日に効力が発生しないことが確定し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に速やかに返還されるものとする。</p> <p>5 .</p> <p>(1) 以下の 乃至 のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の 乃至 のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</p> <p>当社が支払の停止に至った場合又は当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合</p> <p>当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>当社の重要な財産が差し押さえられた場合</p> <p>(2) 本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済取扱場所に払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。</p>

第3四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当します。
 2. 本新株予約権の特質は、以下のとおりです。

本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、修正開始日行使価額算定期間又は修正後行使価額算定期間（それぞれ別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）に株価が下落し、修正後行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）が当初行使価額（93,000円）を下回った場合には、交付される株式数が増加いたします。

本新株予約権の行使価額の修正基準及び修正頻度について

当社が行使価額修正の決定を行った回数の新株予約権の行使価額は、行使価額修正を決定した日の直前5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値×90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日までの5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値×90%に修正されます（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照）。

行使価額等の下限

本新株予約権の行使価額の下限は43,400円です（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照）。

割当株式数の上限

本新株予約権の目的となる株式数の上限は20,000株となっており、これを超過して行使されることはありません（(注)3を参照）。

資金調達額の下限

資金調達額の下限については、本新株予約権が、本新株予約権の目的となる株式数の上限の範囲内において、すべて下限行使価額である43,400円で行使された場合、調達金額の総額は868,000,000円となります。なお、本新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性があります。

本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されております（(注)9(1)を参照）。

3. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項についての本新株予約権の所有者との間の取決めの内容

当社は、本新株予約権の所有者である野村證券株式会社（以下「割当先」という。）との間で、以下について合意しております。

- 1 < 上限議決権数超過行使等の制限に係る合意 >

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で交付する当社普通株式及びその他の種類の議決権付株式（以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。）に係る議決権の数に、本新株予約権、当社が本新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で発行する新株予約権及び当社普通株式以外の種類の株式（以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。）、の取得又は行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、20,000個（ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割もしくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当て又は当社の議決権付株式の単元株式数の変更をする場合は、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての割合又は変更前後における単元株式数の比率に応じて減少又は増加するものとし、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての基準日又は単元株式数の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権ならびにかかる基準日もしくは変更日前に本新株予約権又は同時期発行新株予約権等の行使又は取得により増加した議決権の数も同様に減少又は増加したものとみなして計算する。）を超えることとなるような本新株予約権の行使又は同時期発行新株予約権等の行使もしくは取得請求を行わず、また、同時期発行新株予約権等の取得もしくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない（以下、かかる本新株予約権もしくは同時期発行新株予約権の行使及び同時期発行新株予約権等の行使、取得請求又は取得ならびに同時期発行議決権株式の発行をあわせて「上限議決権数超過行使等」という。）。

- (2) 当社は、下記2<割当先による行使制限措置>(2)に基づく割当先による確認に係る本新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当することとなる場合、その旨割当先に通知した上、速やかに(注)9(1)に定める取得(残存する本新株予約権の全部の取得に限る。)の手続を行うものとする。ただし、割当先により複数個の本新株予約権の行使に係る確認がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本新株予約権を除く。
- (3) 当社は、割当先による本新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当する場合、本新株予約権の要項の定めにかかわらず、割当先に対して、本新株予約権の要項に従った当社普通株式の交付を行う義務を負わない。ただし、割当先により複数個の本新株予約権の行使がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本新株予約権を除く。

2<割当先による行使制限措置>

- (1) 当社は、株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第5条第2項及び同取扱い1(2)乃至(6)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当先に行かせない。
- (2) 割当先は、制限超過行使及び上限議決権数超過行使等に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使もしくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を行う。

4. 当社の株券の売買に関する事項についての本新株予約権の所有者との間の取決めの内容

当社は、割当先との間で、以下について合意しております。

割当先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の売付け等以外の本案件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない。

5. 当社の株券の貸借に関する事項についての本新株予約権の所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

当社の特別利害関係者は、割当先との間で、当社の株券の貸借を行います。

6. その他投資者の保護を図るため必要な事項

当社は、割当先との間で、以下について合意しております。

割当先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

金1,002,376,000円

本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得した場合には、上記金額は減少します。

8. 新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合又は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成24年1月5日まで(当日を含む。)に、本新株予約権の要項に定める行使請求手続を完了するものとする。
- (2) 平成24年1月6日以降に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで(当日を含む。)に本新株予約権の要項に定める行使請求手続を完了するものとする。
- (3) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額(以下「修正前行使価額」という。)に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで(当日を含む。)に本新株予約権の要項に定める行使請求手続を完了するものとする。
- (4) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個当たりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求(以下「包括行使請求」という。)の手続きを、本新株予約権の要項の定めに従い、権利行使最終期日を行使日として行

うものとする。

- (5) (4)に従い包括行使請求が行われた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求（以下に定義する。）を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個当たりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本新株予約権の要項に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。

9. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会后2ヶ月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個当たり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個当たり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合又は平成24年1月5日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われ、当該修正後同日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、平成24年1月5日の翌銀行営業日に、無償にて残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) (1)又は(2)により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。
- (5) (1)又は(2)により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済口座に払い込まれていたときは、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、本新株予約権の要項に定める決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。

10. 新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、本新株予約権の要項に定める行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日（当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日又は本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。）に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、本新株予約権の要項に定める行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第5項第(1)号に記載するいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、かつ、(注)9(1)又は(2)に記載するいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債、株式等の振替に関する法律に基づき振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

11. 単元株式数の定め廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを導入する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

12. 平成22年5月14日開催の取締役会決議により、平成22年7月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。これに伴い、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の当初行使価額、同第3項第(2)号記載の下限行使価額及び上限行使価額が調整されております。また、当該調整に応じて、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第2四半期会計期間 (平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで)	第3四半期会計期間 (平成23年1月1日から 平成23年3月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	14	14
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	5,580	5,580
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	62,873	62,873
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	350,831	350,831

(注) 平成22年5月14日開催の取締役会決議により、平成22年7月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。これに伴い、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数及び累計の平均行使価額等行使価額が調整されております。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日	-	91,260	-	2,217,194	-	251,999

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしておりません。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 91,260	91,260	-
端株	-	-	-
発行済株式総数	91,260	-	-
総株主の議決権	-	91,260	-

（注）上記「完全議決権株式（その他）」及び「総株主の議決権」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が8株（議決権8個）含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成23年1月	2月	3月
最高（円）	53,000	47,700	44,800	39,400	38,500	40,900	64,500	53,100	44,100
最低（円）	41,100	28,100	31,000	31,000	31,000	35,600	36,300	38,600	21,560

（注）最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQ市場におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,494,157	2,636,442
受取手形及び売掛金	542,285	658,796
商品及び製品	729,932	750,947
仕掛品	24,948	14,182
原材料及び貯蔵品	10,295	13,625
繰延税金資産	-	9,000
その他	113,372	162,520
貸倒引当金	2,070	3,969
流動資産合計	3,912,921	4,241,546
固定資産		
有形固定資産	852,251	752,978
無形固定資産	24,807	4,095
投資その他の資産	252,458	239,910
固定資産合計	1,129,518	996,984
資産合計	5,042,440	5,238,531
負債の部		
流動負債		
買掛金	239,244	231,554
短期借入金	100,000	-
1年内償還予定の社債	200,000	350,000
1年内返済予定の長期借入金	348,145	219,706
リース債務	11,285	8,986
未払法人税等	10,205	83,942
役員賞与引当金	6,709	-
賞与引当金	32,282	5,666
その他	101,694	254,766
流動負債合計	1,049,568	1,154,623
固定負債		
社債	-	200,000
長期借入金	916,777	426,781
リース債務	16,416	16,088
繰延税金負債	38,329	67,797
負ののれん	669	2,676
その他	447	166
固定負債合計	972,639	713,509
負債合計	2,022,207	1,868,132

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,217,194	2,217,194
資本剰余金	251,999	251,999
利益剰余金	479,506	843,866
株主資本合計	2,948,699	3,313,060
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	101,726	130,757
評価・換算差額等合計	101,726	130,757
新株予約権	1,544	1,544
少数株主持分	171,713	186,551
純資産合計	3,020,232	3,370,398
負債純資産合計	5,042,440	5,238,531

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
売上高	4,697,006	2,356,871
売上原価	2,906,810	1,537,750
売上総利益	1,790,196	819,120
販売費及び一般管理費	997,673	1,068,693
営業利益又は営業損失()	792,523	249,572
営業外収益		
受取利息	2,687	899
持分法による投資利益	9,864	14,529
助成金収入	-	23,620
その他	5,725	5,962
営業外収益合計	18,276	45,012
営業外費用		
支払利息	14,297	13,979
為替差損	18,972	12,332
新株予約権発行費	5,623	-
その他	692	532
営業外費用合計	39,585	26,843
経常利益又は経常損失()	771,214	231,403
特別利益		
固定資産売却益	7,285	3,867
貸倒引当金戻入額	-	2,131
その他	-	11
特別利益合計	7,285	6,011
特別損失		
固定資産除却損	26	561
投資有価証券評価損	29,641	-
特別損失合計	29,668	561
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	748,831	225,954
法人税、住民税及び事業税	98,430	33,417
法人税等調整額	889	17,064
法人税等合計	99,319	16,353
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	242,307
少数株主損失()	44,940	14,837
四半期純利益又は四半期純損失()	694,452	227,470

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	1,972,125	827,335
売上原価	1,259,705	551,458
売上総利益	712,420	275,876
販売費及び一般管理費	349,084	372,584
営業利益又は営業損失()	363,335	96,707
営業外収益		
受取利息	867	270
為替差益	-	12,944
持分法による投資利益	3,759	7,063
助成金収入	-	9,528
その他	1,361	1,836
営業外収益合計	5,989	31,644
営業外費用		
支払利息	5,033	4,296
為替差損	616	-
新株予約権発行費	1,250	-
その他	413	90
営業外費用合計	7,314	4,387
経常利益又は経常損失()	362,010	69,450
特別利益		
固定資産売却益	3,058	3,238
特別利益合計	3,058	3,238
特別損失		
固定資産除却損	18	519
特別損失合計	18	519
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	365,050	66,730
法人税、住民税及び事業税	34,793	1,329
法人税等調整額	10,123	2,336
法人税等合計	44,916	1,006
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	67,737
少数株主利益又は少数株主損失()	10,389	1,050
四半期純利益又は四半期純損失()	330,522	68,788

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	748,831	225,954
減価償却費	79,924	96,203
のれん償却額	2,007	2,007
引当金の増減額(は減少)	63,464	30,717
受取利息及び受取配当金	2,687	899
支払利息	14,297	13,979
新株予約権発行費	5,623	-
持分法による投資損益(は益)	9,864	14,529
固定資産売却損益(は益)	7,285	3,867
固定資産除却損	26	561
投資有価証券評価損益(は益)	29,641	-
売上債権の増減額(は増加)	638,210	135,771
たな卸資産の増減額(は増加)	65	19,545
仕入債務の増減額(は減少)	107,608	16,591
その他	25,047	100,226
小計	414,476	106,387
利息及び配当金の受取額	2,703	899
利息の支払額	16,547	16,263
法人税等の支払額	47,271	108,706
営業活動によるキャッシュ・フロー	353,360	230,458
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(は増加)	150,000	-
有形固定資産の取得による支出	56,196	142,027
有形固定資産の売却による収入	4,618	7,631
無形固定資産の取得による支出	240	22,830
投資有価証券の取得による支出	234,570	4,000
その他	20	596
投資活動によるキャッシュ・フロー	136,408	160,630
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	600,000	100,000
長期借入れによる収入	500,000	850,000
長期借入金の返済による支出	271,140	231,565
社債の償還による支出	-	350,000
リース債務の返済による支出	264	7,207
配当金の支払額	-	133,684
新株予約権の行使による株式の発行による収入	25,000	-
新株予約権の発行による支出	3,247	-
少数株主からの払込みによる収入	100,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	950,348	227,543
現金及び現金同等物に係る換算差額	46,583	21,259
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,120,715	142,285
現金及び現金同等物の期首残高	1,952,556	2,636,442
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,073,271	2,494,156

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成23年3月31日)
(四半期連結損益計算書) 1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失()」の科目で表示しております。 2. 前第3四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「助成金収入」は780千円であります。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
(四半期連結貸借対照表) 1. 前第3四半期連結会計期間において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました流動負債の「リース債務」は、金額的重要性が増したため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結会計期間の流動負債の「その他」に含まれる流動負債の「リース債務」は1,599千円であります。 2. 前第3四半期連結会計期間において、固定負債の「その他」に含めて表示しておりました固定負債の「リース債務」は、金額的重要性が増したため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結会計期間の固定負債の「その他」に含まれる固定負債の「リース債務」は2,983千円であります。 (四半期連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失()」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成23年3月31日)
1. たな卸資産の評価方法	たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額は、1,105,093千円です。	有形固定資産の減価償却累計額は、1,025,587千円です。

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。
賞与引当金繰入額 31,994 千円	賞与引当金繰入額 16,966 千円
役員賞与引当金繰入額 23,250	役員賞与引当金繰入額 6,709
貸倒引当金繰入額 5,333	貸倒引当金繰入額 -
研究開発費 219,167	研究開発費 290,330

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。
賞与引当金繰入額 17,245 千円	賞与引当金繰入額 9,692 千円
役員賞与引当金繰入額 11,500	役員賞与引当金繰入額 2,251
貸倒引当金繰入額 768	貸倒引当金繰入額 974
研究開発費 78,621	研究開発費 109,825

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在)
現金及び預金勘定 3,073,272 千円	現金及び預金勘定 2,494,157 千円
短期借入金(当座借越) 0	短期借入金(当座借越) 0
現金及び現金同等物 3,073,271	現金及び現金同等物 2,494,156

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 91,260株

(注)平成22年5月14日開催の取締役会決議により、平成22年7月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式である。また、当社は単元株制度を採用していない。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	新株予約権1個当たり 268株 上記は、当該新株予約権の新株予約権要項に規定された行使価額の修正条項に基づく第8回乃至第10回新株予約権の修正後行使価額93,000円(平成23年3月31日現在)を、第8回乃至第14回新株予約権に適用したとみなした場合の株式数であります。 本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、25,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
新株予約権の四半期会計期間末残高	1,544千円

(注)1. 当該新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 当該新株予約権の詳細につきましては、「第4 提出会社の状況、1. 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年9月25日 定時株主総会	普通株式	136,890	3,000	平成22年6月30日	平成22年9月27日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

バイオ関連事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成22年3月31日)

バイオ関連事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	日本 (千円)	米国 (千円)	ドイツ (千円)	計 (千円)	消去又は全 社(千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	486,125	167,625	1,318,374	1,972,125	-	1,972,125
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,099,833	57,155	3,252	1,160,242	(1,160,242)	-
計	1,585,959	224,781	1,321,627	3,132,368	(1,160,242)	1,972,125
営業利益	250,736	62,001	107,487	420,225	(56,889)	363,335

前第3四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成22年3月31日)

	日本 (千円)	米国 (千円)	ドイツ (千円)	計 (千円)	消去又は全 社(千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	683,135	387,452	3,626,418	4,697,006	-	4,697,006
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	3,082,042	60,366	5,298	3,147,706	(3,147,706)	-
計	3,765,177	447,818	3,631,716	7,844,713	(3,147,706)	4,697,006
営業利益	649,946	50,022	236,531	936,499	(143,976)	792,523

(注) 地域は、国毎に区分しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	ドイツ	スイス	米国	その他	計
海外売上高(千円)	1,069,114	225,696	476,448	42,959	1,814,218
連結売上高(千円)					1,972,125
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	54.2	11.4	24.2	2.2	92.0

前第3四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成22年3月31日)

	ドイツ	スイス	米国	その他	計
海外売上高(千円)	2,662,517	903,390	685,854	103,346	4,355,108
連結売上高(千円)					4,697,006
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	56.7	19.2	14.6	2.2	92.7

(注) 1. 地域は、国毎に区分しております。

2. その他の区分に含まれる国は、英国、ノルウェー、スペイン、フランス、スウェーデン、カナダ等であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主に日本において主力製品であるDNA自動抽出装置等の生産を行い、海外現地法人を通じて、世界各国に製品を提供しております。各々の現地法人は、それぞれ独立した経営単位であり、それぞれの地域特性に応じた包括的な戦略を立案し、独立性をもち事業活動を展開しております。

したがって、当社グループの報告セグメントは、販売体制を基礎とした所在地別のセグメントから構成され

ており、「日本」、「米国」及び「ドイツ」の3つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年7月1日至平成23年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	米国	ドイツ	計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	470,367	588,091	1,298,413	2,356,871	-	2,356,871
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,519,522	1,776	3,105	1,524,403	1,524,403	-
計	1,989,889	589,867	1,301,518	3,881,275	1,524,403	2,356,871
セグメント利益又はセグメント損失()	168,156	22,465	9,776	135,914	113,658	249,572

(注)1. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 113,658千円には、セグメント間取引消去9,288千円及び配賦不能営業費用 122,947千円が含まれており、その主なものは、親会社の管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益又は営業損失()と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	米国	ドイツ	計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	199,775	182,297	445,262	827,335	-	827,335
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	515,950	1,385	1,109	518,445	518,445	-
計	715,726	183,683	446,371	1,345,780	518,445	827,335
セグメント利益又はセグメント損失()	59,705	4,046	2,777	58,435	38,272	96,707

(注)1. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 38,272千円には、セグメント間取引消去4,087千円及び配賦不能営業費用 41,386千円が含まれており、その主なものは、親会社の管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益又は営業損失()と調整を行っております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)		前連結会計年度末 (平成22年6月30日)	
1株当たり純資産額	31,196.30円	1株当たり純資産額	69,741.46円

(注) 当社は、平成22年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割が前連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合における前連結会計年度末の1株当たり純資産額は34,870.73円であります。

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	16,208.49円	1株当たり四半期純損失金額()	2,492.55円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	16,183.18円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	694,452	227,470
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	694,452	227,470
期中平均株式数(株)	42,845	91,260
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	67	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第8回乃至第14回新株予約権(28個) なお、概要は「第4 提出会社の状況、1. 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 また、平成15年9月27日定時株主総会決議による新株予約権(375個)が行使期間満了により減少しております。	-

2. 当社は、平成22年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割が前連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合における前第3四半期連結累計期間に係る1株当たり四半期純利益金額は8,104.25円、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は8,091.59円であります。

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	7,712.59円	1株当たり四半期純損失金額()	753.76円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	7,676.05円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額、及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	330,522	68,788
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	330,522	68,788
期中平均株式数(株)	42,855	91,260
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	204	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第8回乃至第14回新株予約権(28個) なお、概要は「第4 提出会社の状況、1. 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	-

2. 当社は、平成22年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割が前連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合における前第3四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額は3,856.25円、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は3,837.94円であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月14日

プレジジョン・システム・サイエンス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 和巳 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 裕司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているプレジジョン・システム・サイエンス株式会社の平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、プレジジョン・システム・サイエンス株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月13日

プレジジョン・システム・サイエンス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 和巳 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 裕司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているプレジジョン・システム・サイエンス株式会社の平成22年7月1日から平成23年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、プレジジョン・システム・サイエンス株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。